

関原発第229号  
2022年7月1日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森 望

大飯発電所第3号機 SA時用所内直流電源設備設置工事に係る  
使用前確認申請書の記載内容変更について

2021年12月10日付け関原発第494号で申請しました大飯発電所第3号機SA時用所内直流電源設備設置工事に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前確認申請書

大飯発電所第3号機

使用前確認申請書番号

関原発第494号（2021年12月10日）

2. 変更の内容及び変更の理由

2. 1 使用前確認申請書

(変更前)

2021年12月10日付け関原発第494号の申請書記載事項

<p>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>	<p>名 称 関西電力株式会社 住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 執行役社長 森本 孝</p>
<p>原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用する時、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法</p>	<p>■ 使用の期間 自：2022年 8月 _____ 至：本申請に基づく、確認証交付日</p> <p>■ 使用の方法 大飯発電所第4号機を運転するために、火災防護設備を使用する必要があるため、一部工事が完了した火災防護設備を本申請に基づく、確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>

(下線部は変更部分)

(変更後)

<p>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p>	<p>名 称 関西電力株式会社 住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 執行役社長 森 望</p>
<p>原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用する時、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法</p>	<p>■ 使用の期間 自：2022年 8月 <u>10日</u> 至：本申請に基づく、確認証交付日</p> <p>■ 使用の方法 大飯発電所第4号機を運転するために、火災防護設備を使用する必要があるため、一部工事が完了した火災防護設備を本申請に基づく、確認証交付日まで使用する。 なお、使用にあたっては原子炉施設保安規定に基づき使用する。</p>

(下線部は変更部分)

2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書

変更なし

2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書

変更なし

2. 4 添付資料－3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する  
説明書

変更なし

2. 5 添付資料－4 使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

変更なし

#### 変更理由

2022年6月28日付けをもって当社執行役社長が交代したため、「氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」の代表者の氏名を変更する。

大飯発電所第4号機特定重大事故等対処施設の供用開始日変更により、「原子炉本体に係る工事の場合であって、原子炉本体を試験のために使用する時、又は発電用原子炉施設の一部が完成した場合であって、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由があるときにあつては、その使用の期間及び方法」の使用開始日を変更する。